

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性確保を経営の最優先に、「西芝電機の経営方針」においても「企業の倫理観」と「経営の透明性」を標榜するとともに、「西芝グループ行動基準」を制定し、取締役および全社員へ、コンプライアンスや企業倫理の周知徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 東芝	21,292,385	54.46
株式会社IHI	2,741,860	7.01
西芝電機従業員持株会	854,699	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	580,000	1.48
東京海上日動火災保険株式会社	392,299	1.00
株式会社三井住友銀行	384,931	0.98
三井生命保険株式会社	360,000	0.92
損害保険ジャパン日本興亜株式会社株式会社	332,977	0.85
小池 恒三	300,000	0.77
松岡 秀雄	255,000	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 更新 株式会社 東芝 (上場:東京、名古屋) (コード) 6502

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である株式会社 東芝との取引等は、当社製品の販売及び当社製品の部品等の購入並びに資金の預入ですが、発電・産業システム製品等の販売については、市場価格、総合原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しているほか、部品等の仕入価格については、原則として毎期価格交渉の上、決定しております。なお、資金の預入については、当社と親会社との間で資金取

引に関する基本契約を締結し、資金の預入を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、株式会社 東芝を親会社として東芝グループに属しておりますが、独自の経営判断で事業運営することを基本としており、当社の取締役は、親会社の役員を兼任していないなど、親会社からの一定の独立性は確保されているものと考えております。

また、当社は、親会社と事業協力関係がありますが、特に船舶用電機システムを中心として自主的に商品開発、販路の開拓を行っており、親会社等の企業グループに属することにより事業上大きな制約を受けることはありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 10 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 長一郎	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 長一郎		株式会社 東芝に25年以上勤務され、現在は、同社社会インフラシステム社鉄道・自動車システム事業部企画部長を務めております。	株式会社 東芝社会インフラシステム社鉄道・自動車システム事業部において企画部長を務めるなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 **更新**

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、原則として毎月1回開催し、各監査役の情報の共有化をはかるとともに、各監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席することにより、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっているほか、各監査役は支社店を含めた各部門への業務監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告するなど、厳正な監視を行っております。なお、監査役は必要の都度、会計監査人と情報交換を行うなど連携をはかっております。

また、当社は内部監査部門として「経営監査部」を設け、監査役と緊密に連携のうえ、内部監査を実施しているほか、輸出管理、環境、品質、その他法令遵守のための内部監査体制を構築しており、当該部門による内部監査又は自主監査を定期的実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金井 久	他の会社の出身者					△								
和田 あゆみ	他の会社の出身者			○										
中上 幹雄	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金井 久		株式会社 東芝に20年以上勤務されたのち、東芝電子管デバイス株式会社で取締役として経営変革統括責任者や生産統括責任者、調達統括責任者を務められました。	東芝電子管デバイス株式会社で取締役として経営変革統括責任者や生産統括責任者、調達統括責任者を務めるなど、社外監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
和田 あゆみ		株式会社 東芝に25年以上勤務され、現在は、同社社会インフラシステム社法務部長を勤めております。	株式会社 東芝において法務部長を務めるなど、法務業務に精通されておられますので、社外監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
中上 幹雄	○	澤田・中上法律事務所 弁護士	当社が顧問契約を締結している澤田・中上法律事務所の弁護士で法律面における専門家であり、社外監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を満たす社外役員を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬のうち賞与については会社業績等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度における取締役の報酬については、平成27年6月26日に近畿財務局に提出した第90期有価証券報告書に記載しています。対象となる取締役11名の報酬等の総額は62,039千円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)で、その内訳は、基本報酬39,059千円、退職慰労金22,980千円であります。

上記報酬の額には、平成26年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の取締役は10名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針につきましては、会社業績、個人の業績並びに能力を重視して決定することを基本方針として定めております。

また、その決定方法は、株主総会の決議によって定める旨を定款に規定しており、平成19年6月28日開催の第82期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額108百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の補佐は、総務担当部門のスタッフが担当し、重要会議における資料配布を行うほか、必要の都度、事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会については、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置づけ、特に、各取締役からの報告事項の充実化に努めております。取締役全員及び監査役が、経営会議に出席することにより、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を取締役全員が把握、共有し、取締役の業務執行の迅速化と相互監視機能の強化に努めております。また、当社は、「経営監査部」を設け、監査役と緊密に連携のうえ、内部監査を実施しているほか、輸出管理、環境、品質、その他法令遵守のための内部監査体制を構築しており、当該部門による内部監査又は自主監査を定期的の実施しております。

なお、代表取締役は、原則として毎月、監査役と情報交換を行い、相互の連携を高めているほか、監査役に対し、経営会議、グループ戦略会議等、重要な会議への出席の機会を確保するとともに、経営決定書等、業務執行に係る重要文書の回付を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役10名(社内9名、社外1名)および監査役4名(社内1名、社外3名)を株主総会で選任し、コーポレート・ガバナンスの実効性確保を経営の最優先に、「西芝電機の経営方針」においても「企業の倫理観」と「経営の透明性」を標榜するとともに、「西芝グループ行動基準」を制定し、取締役及び全社員へ、コンプライアンスや企業倫理の周知徹底に努めております。

取締役会は「取締役会規則」に基づき業務執行を審議、決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行を相互に監視・監督する機関と位置付け、各取締役からの業務執行状況の報告の充実化に努めている。この他、取締役全員及び監査役が、経営会議に出席することにより、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を取締役全員が把握、共有し、取締役の相互監視機能を確保しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役は4名、その内、社外監査役は3名であり、監査役会を毎月開催し、各監査役の情報の共有化をはかるとともに、各監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席することにより、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっており

ます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、有価証券報告書と四半期報告書及び決算短信と四半期決算 短信などのIR資料を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が所管している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	西芝グループ行動基準に定めています。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動並びに環境保全活動を重要視しており、CSR活動を積極的に推進するとともに、 ISO14001を認証取得し、環境に優しい商品の開発にも積極的に取り組んでいる、	
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	西芝グループ行動基準に定めています。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制

A. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に随時取締役会で報告させる。

イ. 当社の監査役は、定期的に取締役のヒヤリングを行う。

ウ. 当社の監査役は、「監査役への報告基準」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社の取締役は、「文書保存規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 当社の取締役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要書類を取締役、監査役が閲覧できるシステムを整備する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

イ. 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度予算を決定する。

イ. 当社の取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、「業務管理規程」、

「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 当社の取締役は、「取締役会規則」に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。

オ. 当社の取締役は、当社及び当社子会社の年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。

カ. 当社の取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

E. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「西芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. 当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 当社の取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

F. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「西芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。

イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当該子会社から当社に報告が行われる体制を構築する。

ウ. 当社は、子会社に対し、当社の施策に準じた施策を各子会社の実情に応じて推進させる。

エ. 国内の子会社は、「西芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。

オ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及びリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じ東芝セルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

カ. 当社は、必要に応じて株式会社東芝監査委員会と適切な連携をとる。

(2) 当社の監査役の職務の執行のために必要なもの

A. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

ア. 当社の取締役は、経営管理部所属の従業員に監査役の職務を補助させる。

B. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 当社の取締役は、監査役の職務を補助させる従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。

C. 監査役への報告に関する体制

ア. 当社の取締役、従業員は、「監査役への報告基準」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の監査役に対して都度報告を行う。

イ. 国内の子会社は、グループ監査役連絡会等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告をする。

ウ. 当社の取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

エ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役への報告基準」に明記する。

オ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部署が審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

D. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。

イ. 当社の取締役、従業員は、定期的な監査役のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

ウ. 当社の取締役は、経営監査に係る「東芝セルフ・アセスメント・プログラム」の実施結果を監査役に都度報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、取締役会決議により「西芝グループ行動基準」を制定し、反社会的勢力による経営活動への関与の拒絶を明記するとともに、以下の管理体制により健全な会社経営の確立を図っています。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置

反社会的勢力対応部門の総務部内に不当要求防止責任者を設置し、適法かつ適正な企業活動を行うよう社内への指導・支援を行っている。

(2) 外部との緊密な関係強化

警察、顧問弁護士、暴力団追放兵庫県民センター等外部との連絡窓口を定め、情報伝達を円滑にすることにより、反社会的勢力からの接触到適時、適切に対応できる体制としている。

(3) 統制活動の推進

全従業員に「西芝グループ行動基準」の冊子を配布し、遵守する旨の誓約書を取得するとともに、必要となる関係情報の収集を行い、全従業員に継続して教育を実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

